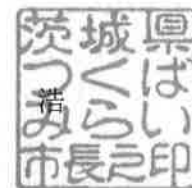


つくばみらい市農業機械購入補助事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市農業機械購入補助事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

第 2 条中「もの」を「者」に、「つくばみらい市内で農業を営む次の各号のいずれかに該当するもの」を「つくばみらい市地域計画の目標地図に位置づけられている者又は当該年度に位置づけられることが確実であると認められる者のうち、認定農業者又は認定新規就農者である生産組織又は個人」に改め、同条各号を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象者	経営面積区分（１） 又は（２）	目標区分（１つ選択）	補助対象経費の補助率
1 生産組織	（１） 水稻：20 ha以上 （２） 水稻以外： 1. 5 ha以上	ア 現状の経営面積からの 5 %以上の拡大 イ 現状売上げの 5 %以上の増加 ウ 経営コストの縮減 エ 農業経営の法人化	50 %以内 （上限 100 万円） ※別表第 2 の 5「水管理を目的とした水位センサー」においては上限を 20 万円とする。
	（１） 水稻：20 ha未満 （２） 水稻以外： 1. 5 ha未満	ア 現状の経営面積からの 10 %以上の拡大 イ 現状売上げの 10 %以上の増加 ウ 経営コストの縮減 エ 農業経営の法人化	
2 個人	（１） 水稻：10 ha以上	ア 現状の経営面積からの 5 %以上の拡大	50 %以内 （上限 50 万円）

	(2) 水稻以外：0.5 ha以上	イ 現状売上げの増加 ウ 経営コストの縮減 エ 農業経営の法人化	※別表第2の5「水管理を目的とした水位センサー」においては上限を10万円とする。
	(1) 水稻：10 ha未満 (2) 水稻以外：0.5 ha未満	ア 現状の経営面積からの10%以上の拡大 イ 現状売上げの10%以上増加 ウ 経営コストの縮減 エ 農業経営の法人化	

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。